

## 滋賀県景観計画の改定概要

### I 改定の理由

県内の全市が景観法第7条第1項に規定する景観行政団体に移行したことに伴い、必要な規定の整備を行うとともに、太陽光発電設備等の設置が進み景観への影響が顕在化してきている等、社会情勢の変化に伴う各種課題に対応する必要があるため、滋賀県景観計画の一部を改定しようとするもの

### II 改定のポイント

#### 1 県土の一体的な景観形成に向けた章を新設

滋賀県景観行政団体協議会の取組に係る章を新設 [9章]

#### 2 太陽光発電設備等の景観形成基準新設

太陽光発電設備等の景観形成基準（形態・色彩・意匠）を新設 [4章および5章]

#### 3 間口緑化による景観基準の一部緩和

敷地の間口部分が一定以上緑化され、周囲の景観との調和が認められる場合、建築物にかかる屋根の形態、伝統的な意匠、色相の一部を緩和 [4章]

#### 4 県内全市が景観行政団体に移行したことに伴う規定整備

県内全市の景観行政団体移行により、琵琶湖景観形成地域等を削除[3章、4章、7章]

### III 施行日

令和5年4月1日

#### ※参考（滋賀県景観計画の適用範囲）

計画	適用範囲
滋賀県景観計画	6町

※景観法制定（H16）以降、県内の13市が景観行政団体となり、各市が独自に取組を実施しているため、県の計画の適用範囲は6町域となっている。

# 滋賀県景観計画の一部改定 概要 (別紙)

## ■ 県土の一体的な景観形成に向けて

※詳細は滋賀県景観計画本文による

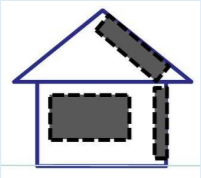
- 県内13市が景観行政団体に移行した。
- 県内13市と県の連携を一層推進するため、**滋賀県景観行政団体協議会**における取組を記載した章を新設する。  
(滋賀県景観行政団体協議会とは、県と景観行政団体となった市町で構成される組織(平成21年2月設立))
- 県土全体の景観づくりの協議を行い、琵琶湖を中心とした**一体的な景観**や歴史的街道の**つながりのある景観**形成に努める。

## ■ 太陽光発電設備等の主な景観形成基準

※詳細は滋賀県景観計画本文による

### 建築物に該当する太陽光発電設備等

#### 一体型



#### 【意匠】

- 目隠し等により公共空間から望見しにくく、反射光を低減させる形での設置
- 屋根材または外壁材について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等と調和させる 等

#### 【色彩】

- パネル色は低彩度・低明度とする
- 外壁や周辺景観との調和 等

#### 付帯型



#### 【意匠】

- 目隠し等により公共空間から望見しにくく、反射光を低減させる形での設置 等

#### 【色彩】

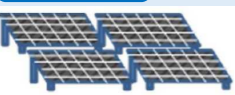
- パネル色は低彩度・低明度とする
- 外壁や周辺景観との調和 等

#### 【形態】

- 壁面の外壁部より外側にはみ出さないように設置すること
- 最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退する  
(出来ない場合は目隠し措置を講じる) 等

### 工作物に該当する太陽光発電設備等

#### 平面型



#### 【色彩】

- パネル色は低彩度・低明度とする
- 附属設備の周辺景観との調和 等

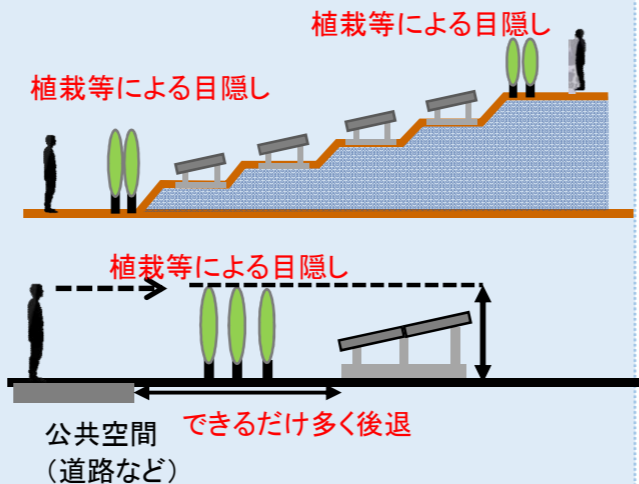
#### 【植栽】

- 最上部は目隠し措置より低くする
- 敷地内の樹木をできるだけ残すこと
- 空地には特に緑化に努めること 等

#### 【その他】

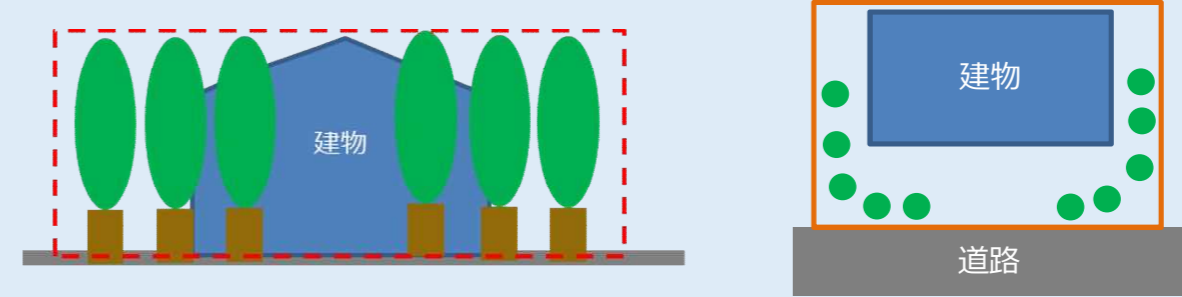
- 道路側の敷地からできるだけ後退
- 周囲への反射光を低減すること
- 違和感を与えない勾配とする 等

#### 単一支柱型



## ■ 建築物の間口緑化を誘導する主な景観形成基準

※詳細は滋賀県景観計画本文による



間口部分が一定以上緑化される場合は  
建築物にかかる**屋根の形態、伝統的な意匠、色相(彩度・明度)**の一部を緩和する

### 屋根の形態、伝統的意匠の緩和

行為	景観形成基準【現行】	景観形成基準【緩和】	
建築物の新築、増築または改築	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。</li> <li>(2) 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または山りょうもしくは樹木地がある地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。</li> <li>(3) 勾配屋根は原則として、適度な軒の出を有すること。</li> <li>(4) 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。</li> </ul>	<p>現行のまま</p> <p>遮蔽植栽を効果的に行い、周囲の景観との調和が認められる場合、適合不要とする</p>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。</li> <li>(2) 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。</li> <li>(3) 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。</li> </ul>	<p>現行のまま</p> <p>遮蔽植栽を効果的に行い、周囲の景観との調和が認められる場合、適合不要とする</p>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。</li> </ul>	現行のまま
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。</li> <li>(2) 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。</li> <li>(3) 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。</li> </ul>	現行のまま

### 色相の緩和

#### 現行の景観形成基準

遮蔽植栽を効果的に行った場合の緩和

色相	現行の景観形成基準		遮蔽植栽を効果的に行った場合の緩和	
	彩度 上限値	明度 下限値	彩度 上限値	明度 下限値
0. 1R~10G	6以下	3以上	8以下	2以上
0. 1BG~10RP	3以下	3以上	4以下	
無彩色	-	3以上	-	

## ■ 県内全市の景観行政団体移行による規定整備

- 県内全市が景観行政団体に移行しており、琵琶湖景観形成地域等が県の所管から外れているため、今回の改定に合わせて該当部分を削除する。